

大阪年金者組合

人間の尊厳守れ! 年金引き下げは憲法違反!

支援する会ニュース

「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」

支援する会事務局
第37号

2022. 1. 6

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

大阪高裁第3期日は4月22日14時～大法廷で

22年、闘いは高裁から最高裁へと重要な局面へ

年金裁判は、2015年2月に原告24人が鳥取地裁に提訴して以来、全国44都道府県39地裁で5297人の原告が年金違憲訴訟に立ち上がりました。39地裁のうち、31地裁で不当判決が出され、現在全国8高裁で審理が進められています。昨年11月5日の広島高裁山口事案でも不

当判決が出され、2月の仙台高裁青森事案に続いて2件目。東京高裁（栃木・東京・山梨事案）、名古屋高裁岐阜事案、大阪高裁（滋賀・兵庫・奈良事案）、福岡高裁（福岡・佐賀事案）、高松高裁（徳島事案）で結審が予定されており、22年は最高裁へ上告という大変重要な局面を迎えます。

「年金裁判」をささえる7人の弁護士とともに歩んだ大阪5年のたたかい



大阪では2015年4月23日に原告団を結成。年金引き下げをストップさせるとともに、若い人も高齢者も安心できる年金制度の確立をめざして裁判闘争に立ち上がりました。

地裁での不当判決に抗議、直ちに高裁へ提訴

同年5月29日、大阪地裁前で「一斉提訴大阪集会」を開催。原告団長に永井守彦府本部委員長、副団長に松井幹治・村崎秀子両副委員長を任命。8月7日原告32人が大阪地裁に「特例水準の1%削減は違憲」と第1次提訴。さらに16年8月8日「マクロ経済スライド削減実施」取り消しで103人の原告が第2次提訴を行いました。

20年7月10日、原告らが5年

間にわたり争ってきた年金特例水準の1%削減、マクロ経済スライドの取り消しを求めた「年金引き下げ違憲訴訟」の判決が大阪地裁大法廷で開かれ、三輪方大裁判長はいずれの取消請求も棄却、改定決定の請求に対しても却下するとの不当判決を言い渡しました。

直後に開いた報告集会を抗議集会に切り替え、原告団と弁護士は判決に抗議するとともに、ただちに大阪高裁に控訴し闘う決意を固めました。

次回進行協議は3月25日

21年6月6日の高裁第2回期日以来、次回期日が未定でしたが、昨年12月14日の進行協議で、



永井団長を先頭に第2次提訴に向けて大阪地裁へ行進する原告団と支援者（2016. 8. 8）



10社を超えるマスコミの前で記者会見する永井原告団長、喜田弁護士ら（2016. 8. 8）



第13期公判の前に淀屋橋で宣伝する原告と支援者（2018. 10. 19）



大阪地裁の不当判決抗議集会で次の裁判方針を提起する喜田弁護士（2020. 7. 10）

①1月27日の札幌高裁進行協議での香取証人（元年金局長）採用の可否の様子を見て大阪事案での香取証人の取り扱いを検討、②次回進行協議は3月25日（金）午後3時から、③次回弁論期日は4月22日（金）午後2時から大法廷202号で行うことを確認しました。

年金裁判の現状と新たなステージ

「安心できる年金・社会保障の確立を求めて闘いを進めよう！」

加藤健次・全国弁護団共同代表

※全日本年金者組合第42回中央委員会（2021年12月9日）で加藤健次弁護士が講演された内容です。

コロナ危機と年金裁判の意義

弁護団は11月17日に全国弁護団会議を持ち、いろんな議論をしているところです。10月の全国委員長会議でもお話しましたが、残念ながら総選挙で政権交代はできませんでしたので、引き続き裁判運動を一生懸命やらざるを得ません。

年金裁判と「いのちの砦」裁判はともに大きな意義が

コロナ危機の中で、年金裁判と同時に進んでいる生活保護基準の引き上げを求める「いのちの砦」裁判とともに、非常に大きな意義をもっています。

岸田政権は「新しい資本主義」という考えを出しました。最初は新自由主義に批判があるということでしたが、結局出てきたものを見ると、何のことはない、まず企業が「成長」してその「成果」を分配することでしかありません。

ただ、大事なことは、新自由主義の行きすぎを政権党が言わざるを得なくなってきたということです。そういう中で、私たちの年金裁判はあるのだということを確認したいと思います。

社会保障関連労働者の低賃金が日本の社会保障全体の水準を下げている

いろんなことが言われていて、例えば看護師さんや介護労働者、保育士さんの給料を上げるといっていますが、本当に具体策になると微々たるものになっています。ただ、考えなければいけないことは、こういう社会保障に関する医療や福祉や保育にかかわっている方の賃金が一般の労働者に比べても低いということが、日本の社会保障全体の水準を下げている、お互いにマイナスの車の両輪になっているということです。

全体として国家の予算あるいは、社会的に生産されたものを、社会保障の分野にもっとまわす、働いている方には賃金を上げる、年金も下げずに上げる、生活保護の水準も下げない、医療負担も減らす、全体として今の新自由主義的な流れを断ち切らないと、現役労働者も年金生活者も決して幸せになれないし、逆にそこで手を携えれば、事態を開ける、そういうことが見えてきたこの1年ではないかと思っています。



加藤健次弁護士

政治の責任は「健康で文化的な最低限の生活」保障

自公政権だと、まず企業が儲かってそのあとにようやく分配です。そうではなくて、政治が考えることは、憲法25条に基づく「健康で文化的な最低限の生活」をまず保障する、そのためにどうするかを最優先に考えることです。

補正予算に8000億円の軍事費が入っている恐ろしい事態です。軍事費は補正を組まなければいけない必要性はまったくないのに、その代わりに社会保障を削っている、こんな政治はやめにしたいとつくづく思います。

来年は参議院選挙もあります。改めて頑張る決意を示したいと思っています。

「最低保障年金制度実現への提言」(第3次提言)の活用を



全日本年金者組合は、1989年の結成以来30年間、最低保障年金制度の創設を要求して活動してきました。2019年4月に「第3次提言案(案)」の答申を受け、1年余の討議を踏まえて昨年「第3次提言」としてまとめました。

このパンフレットを活用した組織内・市民向け学習会などの開催や、地域の団体・組合などにパンフレットを届け、内外からの忌憚のない意見を寄せていただく活動に取り組んでください。